

津山市凍結防止剤散布業務委託契約書

令和4年度における津山市凍結防止剤散布業務委託（以下「委託作業」という。）について、津山市（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇(以下「受託者」という)とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 委託者は、委託作業を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

（委託内容）

第2条 委託内容は次のとおりとし、その詳細は津山市凍結防止剤散布業務委託仕様書及び津山市凍結防止剤散布業務委託特記仕様書のとおりとする。

（1） 委託路線の実施延長、実施箇所及び延長

業務形態	路線名	区間	延長(km)	備考	
委託	大規模農道	津山市野村～東一宮	7.5		
	大規模農道	津山市上田邑～鏡野町 町境	2.1		
	市道	1002号線	津山市小田中～椿高下	4.6	2.3km * 2車線
		1002号線	津山市林田～高野本郷	4.8	4.0(1車線)+0.4×2車線
		1003号線	津山市林田～八出	1.5	
		1003号線	津山市北園町～沼	0.7	
		1004号線	津山市山北～上河原	2.3	
		1005号線	津山市林田～上河原	1.0	
		B261号線	山北～沼	0.7	
		A208号線	津山市押入～川崎	0.4	津山中央病院
		T037号線	津山市河辺～川崎	0.6	
		B176号線 B179号線	津山市小田中地内	0.3	津山市斎場
	農道計	2路線	9.6		
	市道計	10路線	16.9		
計		12路線	26.5		

（2） 委託期間

契約の締結の日から令和5年3月31日まで

（委託料）

第3条 委託作業の委託料（以下「委託料」という。）は、次に掲げる額の合計額とする。
凍結防止剤散布作業ごとの単価に、作業に要した実働時間を乗じた額に消費税 100

分の 110 を乗じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

また、凍結防止剤散布作業ごとの単価については以下のとおりとする。

(税抜)

時間あたり単価平日				休日	
A	B	C	D	E	F
8:00~ 17:00	17:00~ 20:00	20:00~ 5:00	5:00~ 8:00	5:00~ 22:00	22:00~ 5:00
円	円	円	円	円	円

(委託料の支払い時期及び方法)

第 4 条 受託者は、委託料について、第 2 条第 2 号に規定する委託期間（以下「委託期間」という。）終了後、所定の請求書（津山市指定様式）により委託料を請求するものとする。

2 委託者は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に委託料を受託者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 5 条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(下請負又は委託の禁止)

第 6 条 受託者は、委託作業を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承認を得たときは、その限りではない。

2 委託者は、委託作業の遂行につき著しく不相当と認められる下請負者があるときは、受託者に対してその変更を求めることができる。

(監督員)

第 7 条 委託者は、受託者の委託作業の遂行について、自己に代わって監督し、又は指示する監督員を定めることができる。

2 委託者は、前項の監督員を定めた場合には、直ちに受託者に通知するものとする。

(現場代理人及び主任技術者)

第 8 条 受託者は、作業における技術上の管理と安全管理をつかさどる現場責任者を定め、書面をもって委託者に通知するものとする。

(作業の確認)

第 9 条 受託者は、委託作業を実施した日ごとの日報を翌月初めに提出し、委託者の確認を受けるものとする。

2 委託者は、必要に応じて現地確認を行い、受託者は、委託者から現地検査の結果不合格となり手直しを命じられたときは、遅滞なく当該手直しを行い、委託者の再検査を受けなければならない。

3 前項の手直しに係わる稼働時間は、委託料算定の対象としない。

(損害賠償)

第10条 受託者は、委託作業の実施につき自己の責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負うものとする。また、受託者の管理に係わる人身及び機械の損害についても同様とする。

2. 受託者は、前項に該当する損害が発生した場合には、速やかに委託者に報告しなければならない。
3. 受託者が委託者と機械使用貸借契約を締結している場合は、当該契約の規定によるものとする。

(委託作業の変更、中止等)

第11条 委託者は、必要がある場合には委託内容を変更し、又は委託業務の遂行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面により、これを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受託者が損害を受けた時は、委託者は、受託者と協議してその損害を負担するものとする。

(遅延利息)

第12条 委託者の責めに帰すべき理由により、第4条第2項の規定による期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わない場合は、受託者は、未受領金額につき、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、委託料につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息の支払を請求することができる。

(委託者の催告による解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき又は、履行期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号のほか、法令若しくは津山市契約規則（平成6年津山市規則第5号）又は本契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、受託者が既に業務を完了した部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 暴力団（津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号。以下「排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条について同じ。）が経営に実質的に関与しているとみられる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (6) 受託者が第16条又は第17条の規定によらないで契約の解除を申出たとき。
- (7) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 代表者、役員等（以下代表者等という）が、暴力団員または排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下暴力団員等という）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 代表者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなど認められるとき。
 - ニ 代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 代表者等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき。
 - ト 暴力団員を雇用・使用していた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が当該被雇用（使用）者の解雇を求め、これに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第16条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第17条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

（その他）

第18条

この契約に定めのない事項については、津山市契約規則によるものの他、必要に応じて委託者・受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者受託者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者

岡山県津山市山北520番地

津山市長 谷口 圭三

印

受託者

印

津山市凍結防止剤散布業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、津山市（以下「委託者」という。）が凍結防止剤散布業務を受託者に委託して実施する場合に適用する。

2 この仕様書の定めがない事項については、委託者又は受託者が定める監督員の指示によるものとする。

(凍結防止剤散布の目標)

第2条 路面の凍結を事前に防止し、又は凍結している路面を緊急に融解することにより、道路のもつ車線幅員の確保を目標とする。

(待機)

第3条 受託者は、気象状況に注意を払い、作業の出動基準に達した場合には速やかに出動できるよう態勢を整えておくこと。

2 受託者は作業の出動基準に達した場合、委託者又は受託者が定める監督員へ状況報告を行うとともに、出動の指示を受けること。

(作業)

第4条 受託者は、委託者又は委託者が定める監督員から出動の指示があった場合は、直ちに出勤して速やかに作業を行い、通行を確保しなければならない。なお、凍結防止剤散布に出動したが散布の必要がなかった場合は、パトロールを実施したものとする。

2 各作業の出動基準は、次のとおりとする。

(1) 凍結防止剤散布

- ・路面が凍結又はそのおそれがある場合
- ・散布量は 20～30 g/m²を標準とする

3 受託者は、作業の開始時及び完了時には、委託者又は委託者が定める監督員へ報告するものとする。

(作業計画)

第5条 受託者は、契約締結後速やかに次の事項を記載した作業計画書を提出し、委託者又は委託者が定める監督員の承認を得るものとする。また、その内容に変更を生じるときも同様とする。

- (1) 各体制時（平常時、異常降雪時）の作業班の編成
- (2) 連絡方法
- (3) 作業方法
- (4) 安全管理

(安全管理等)

第6条 作業の安全管理及び作業に伴う交通安全対策については、受託者の責任において行うものとし、津山市凍結防止剤散布業務委託契約書によるほかは次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 受託者は、作業に伴う苦情等に対しては、早急に、誠心誠意対応すること。

(2) 受託者は、委託者が支給した凍結防止剤を、品質保持が図られるように適切に保管すること。また、散布作業の必要量を常に確保するように、在庫管理を行うこと。

(騒音防止)

第7条 受託者は、付近住民の迷惑にならないよう、騒音防止に努めなければならない。

(運転日報等)

第8条 日報等提出書類については、津山市凍結防止剤散布業務委託特記仕様書に記載事項のとおり。

(クレーン操作)

第9条

車庫内において、凍結防止剤(500kg)を散布車に搬入の際は、備え付けの移動式クレーンの操作が必要となるが、その操作にあたり玉掛け技能講習終了者と、クレーンの運転の業務に係わる特別教育終了証の資格を有する者が作業にあたること。

また、資格者証を携帯のこと。

(支払いについて)

第10条

受託者は、日報、月報等の必要書類を整理記入し、月初めに前月までの成果を提出すること。支払については、3月31日期間終了後に稼働実績に基づき支払うこととする。

津山市凍結防止剤散布業務委託 特記仕様書

1. 凍結防止剤散布作業の出動について

- (1)契約書、委託仕様書によるものとする。
- (2)受託者は気象状況を把握し、自ら出動態勢を整えること。
- (3)事業主体である津山市が出動指示を出すべきであるが、当日早朝の現地における道路状況を把握している受託者の判断を優先することとし、受託者の判断により出動する。また場合により津山市から出動指示もある。作業完了後は速やかに市監督員に報告を行うこと。

2. 作業計画について

- (1)受託者は、凍結防止剤散布業務に従事する運転者について、使用機種の種類別の運転免許証の写しを添付し、クレーン操作に必要な玉掛講習修了者・クレーンの運転業務に係わる特別教育証も添付し、作業計画書を提出すること。（作業計画書は任意の様式で受託者が作成すること。）
- (2)また機械には、機械管理者を記載すること。

3. 現場確認及びパトロールについて

- (1)契約締結後直ちに、支障箇所について現地確認を行い、道路構造物及び凍結防止剤散布車両に損傷を負わせないように注意すること。
- (2)散布中、市監督員より指導することがある。

4. 機械貸与について

委託契約締結後、速やかに物品無償貸付申請書を提出すること。
返却時は市の指定した日時、場所において受託者の立ち会いのもと当該機械の整備検査を行い、市が支障が無いと認めたときは返納するものとする。

5. 機械貸与の維持管理について

- (1)機械の日常点検整備を適切に行うこと。
- (2)機械修繕に要する費用は、軽易なもの以外については市が負担するものとする。また負担の区別ができない場合は、協議により決定するものとする。
- (3)機械の異常等早期発見のため、機械管理者を決め、できるだけ同じ人がその機械を運転するようにすること。
- (4)故障及び事故が発生したときには、直ちに市監督員に連絡するとともに、一般交通の安全を確保し、状況がわかる写真を撮影すること。

6. 散布業務委託の成果資料について

作業報告書（作業日報、作業月報等）の様式は契約後に提示する。

(1)写真

- ・路面状況、凍結状況、散布作業状況は各作業日において撮影すること。

(2)作業日報

- ・作業日報（別紙）の作業時間は、委託区間における実作業時間（凍結防止剤散布を実施している時間）とし、準備作業や機械回送に要する時間は含まない。
- ・作業時間計の欄へ記載する作業時間は15分単位で記入すること。15分未満の端数は切り捨てること。
- ・作業時間のうち、Aとは平日午前8時～午後5時、Bとは平日午後5時～午後8時、Cとは平日午後8時～午前5時、Dとは平日午前5時～午前8時、Eとは休日午前5時～午後10時、Fとは休日午後10時～午前5時の作業とする。
- ・日報は作業日ごとに2部作成すること。

(3)委託料請求書に添付する作業報告書

- ・作業日報(別紙)へ記載する作業時間は15分単位で記入すること。15分未満の端数は切り捨てること。

7. 凍結防止剤散布車運転

凍結防止剤散布日報及び月報（様式）に記入し翌月初めまでに提出すること。

8. その他

(1)使用車両の点検整備

受託者は、凍結防止剤散布期間における急な出動に備えて、点検整備の一環として使用前に試運転（エンジンを回し、オイルの潤滑チェックを行い、チェーンの緩み確認等）を行うこと。

また、委託期間中7日毎に点検（散布作業日以降7日毎に点検）を行うこと、1回の点検は15分、エンジンを始動すること。

(2)凍結防止剤散布作業に使用する『凍結防止剤散布車』の規格は『BDG-FX7JGWA』、登録番号は『岡山800す56-31』。

- ・車輛は8t車で最大積載量は2640kgの2.2m³の乾式。
- ・散布作業は国土交通省仕様の『乾式散布車運転の手引き』を参照

(3)凍結防止剤散布車の運転作業は、原則として2人で対応すること。

(4)散布車返納時には、車両を洗車して返納すること。（下廻り等の洗車も含む）